

総社市告示第105号

総社市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年総社市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改正後	改正前
(取扱収納金) 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 軽自動車税種別割 (5)～(9) 略 (10) <u>公立特定教育・保育施設副食費（公立施設副食費（保育部）・公立施設副食費（幼稚部））</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u>	(取扱収納金) 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) 軽自動車税 (5)～(9) 略  <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の納期に係る公金について適用する。